

第 6367 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 28日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 自宅で接待する費用

**Q** : 会社のお客さんを自宅に招いて接待しようと思います。この場合に費用は、交際費になりますか？

**A** : 接待の目的により交際費又は給与になります。

### 【解説】

お尋ねは、会社の得意先を役員の家でもてなした費用が、交際費として計上できるかということですが、まず、交際費とは、その会社の得意先、仕入先その他事業に関係ある者に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうとされているものの、その接待を行なう場所については特に決められていません。

したがって、ご自宅で接待する場合の費用も交際費に該当することもあるかと思いますが、交際費に該当するには、その接待の目的が問われることになります。

目的が、会社の業務に関連して得意先と親睦を深めることであれば、その費用は会社の交際費に該当することになりますが、その役員とその得意先の人々が友人関係で個人的なつきあいで招待であるというような場合には、その費用は、役員個人が負担すべきものですから、会社の費用とすることは認められません。

もし、個人的な費用を会社の費用としている場合には、その費用相当額は、役員に対する給与として取り扱われることとなりますので、注意してください。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】